

第 99 号議案

大田区立大東児童公園の廃止について

公園敷地の全部を土地所有者である国に返還するため、下記のとおり大田区立大東児童公園を廃止する。

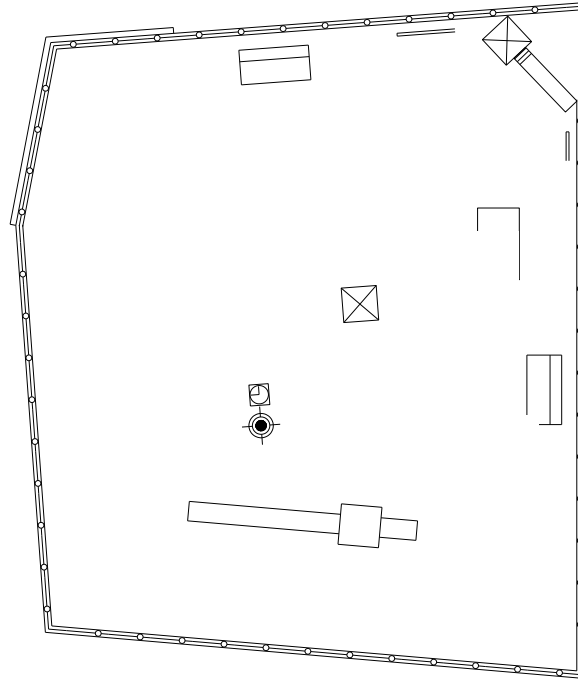
記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 廃止する公園 | 大田区立大東児童公園 |
| 2 | 所 在 | 大田区羽田六丁目 9 番 3 号 |
| 3 | 面 積 | 107.59 平方メートル |
| 4 | 開 設 日 | 昭和 57 年 4 月 10 日 |
| 5 | 廃 止 日 | 令和 3 年 12 月 31 日 |
| 6 | 理 由 | 大東児童公園は、国土交通省所管の国有地を無償で借り受けて供用しているが、道路に接続していないため、隣接する民有地の使用承諾を得て道路から公園に至る通路を設けている。 |

今般、当該通路部分を含む公園周囲の民有地において、集合住宅が建築されることに伴い、公園への通路の確保が困難となったため。

大田区立大東児童公園平面図

大田区羽田六丁目 9番3号



案内図

